措置状況総括表

平成27年9月30日公表分

平成25年度監査テーマ: 徳島県企業局に関する事務の執行全般について 指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み19,検討中1,未措置0) 意見40(うち措置済み35,検討中5,未措置0)

担当課別の措置状況(※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

	措置状況		指	摘			意	見	
事業	·担当課等		措置済み	検討中	未措置		措置済み	検討中	未措置
I 訇	宣 気事業	8	8	0	0	13	12	1	0
	経営企画戦略課	5	5	0	0	9	8	1	0
	電力課	1	1	0	0	2	2	0	0
	工務課	1	1	0	0	1	1	0	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	1	0	0
Π 🗆	工業用水道事業	8	7	1	0	11	10	1	0
	経営企画戦略課	3	2	1	0	7	6	1	0
	電力課	1	1	0	0	1	1	0	0
	工務課	3	3	0	0	2	2	0	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	1	0	0
Ш	上地造成事業	2	2	0	0	6	5	1	0
	経営企画戦略課	1	1	0	0	6	5	1	0
	工務課	1	1	0	0	0	0	0	0
IV 馬	主車場事業	2	2	0	0	5	4	1	0
	経営企画戦略課	2	2	0	0	5	4	1	0
V ?	ト事業に共通する問題	7	7	0	0	13	12	1	0
	経営企画戦略課	4	4	0	0	8	7	1	0
	電力課	1	1	0	0	3	3	0	0
	工務課	2	2	0	0	2	2	0	0
	合計(※)	27	26	1	0	48	43	5	0
構成比		100%	96.3%	3.7%	0%	100%	89.6%	10.4%	0%

(参考)平成26年9月19日公表分

指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み18,検討中2,未措置0) 意見40(うち措置済み26,検討中14,未措置0)

措置状況一覧表

平成25年度監査テーマ:徳島県企業局に関する事務の執行全般について

I 電気事業

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
19-22	6個別契約について ①長安口ダム資料館 業務(委託契約)	資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。 資料館の人件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。 資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。(意見)	平成27年度の委託契約については、2者から参考見積もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付けるための方策を検討した。 平成28年度からは、競争原理の働く方法により契約する。なお、資料館の業務委託方法について平成27年7月に那賀町と協議したところ、資料館業務撤退の意向があり、那賀町との委託契約は平成27年度で終了する。そのため、資料館に配置する職員1名の人件費は、平成28年度から企業局が全額負担することとなる。また、展示については、広報プロジェクトチームを設置し、来館者増につながる展示内容の改善に向け、展示物の内容を時勢に合わせ定期的に更新する等、今後とも引き続き、魅力ある展示が維持できるよう、適時見直しを行っていく。(企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 平成27年度の委託契約については、複数者から参考見積 もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付ける ための方策を検討する。 また、人件費負担については、業務内容に応じた負担方法 等について平成26年度に那賀町と協議する。 なお、展示については、これまでも適時見直しをしている が、さらに有効な利活用について研究する。 (企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)	検討中
28-29	⑦日野谷発電所主配 電盤一式製造請負契 約(物品購入契約)	本契約については、その価格の大きさに鑑みても、 是非とも競争原理が働く方法によって契約締結がなされるべきであった。企業局は、本契約において入札者が1者にとどまった原因を十分に調査、検討し、今後はこのような事態が生じないよう、具体的な対応をとるべきである。(意見)	入札者が1者にとどまった原因は、当該製造請負契約において、交換時期に達していない既設水車制御装置の一部を残しての入札公告であったことから、既設水車制御装置との親和性の関係から応札者が1者のみとなったものである。 今回の意見を受け、平成27年2月契約の坂州発電所における水車発電機更新の際には、一体型の制御装置を導入することで、将来の主配電盤更新時においても、業者が入札に参	措置済み

			加しやすく,より競争原理が働くこととなるよう対応した。 (企業局経営企画戦略課・電力課) <参考:平成26年9月19日公表分> より一層競争原理が働くよう,今後,水車発電機等の更新 時には,汎用性の高い機器の採用を検討していく。 (企業局経営企画戦略課・電力課)	検討中
29-30	⑧ 静 電 浄 油 機 購 入 (物品売買)	静電浄油機購入については、一般競争入札の形式を 取っているものの、実際には1者しか入札に参加して おらず、価格競争原理が働いていない。実際に締結ちり れた契約額を見ても、メーカーとの一者随意契約より も明らかに高額となっており、価格競争原理が働いて いないことが裏付けられている。 結局、県内企業への優先発注は、今回のケースについて言えば結果的に特定の企業に対する利益にしかなっていないというほかはなく、直ちにこの状況を改善	一般競争入札の実施に当たり、過去に購入実績のある物品については、合理性のある予定価格を設定することとする。なお、県内業者を対象とした一般競争入札において、予定価格超過により入札不調となり、県内業者だけでは競争性が確保できない場合には、御指摘のとおり、県内企業への優先発注にこだわらず、県外企業にも入札参加資格を認めることとする。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
		する方策を検討する必要がある。 具体的には、価格競争原理が働かず契約金額が不合理に高額になってしまうことが見込まれる契約については、県内企業への優先発注にこだわらず、広く県外の業者も入札資格を認めるなど、入札方法を十分に検討し、価格競争原理の機能する一般競争入札にすべきである。(指摘)	<参考:平成26年9月19日公表分> 庁内で推進している「県内企業優先発注」や「県内産資材 の優先仕様の実施指針」に基づき執行しているが、関係部局 と協議の上、特殊な物品については、競争原理が働くような 仕組みを具体的事案に応じて検討する。 (企業局経営企画戦略課)	検討中
39-41	9 土地取得の手続	企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。 現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。(意見)	未登記の状態にある土地の解消のため、弁護士と相談を行ったところ、「未登記解消のためには、任意に交渉するには 莫大な時間及び費用、人員及び高度な専門性が必要であるため、訴訟によることが確実である」との教示を得た。 今後、土地の登記手続きについては、工事着手までに確実に行うため、事業実施において、必要に応じ、所有権移転登記請求等の訴訟により未登記の解消を図ることとする。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 土地の登記手続きについては、工事着手までに確実に行う こととしている。未登記の土地については、ダム等の施設を 建造した当時の諸事情から発生したものと考えられ、その解 消に向け、取り組んでいく。 (企業局経営企画戦略課)	検討中

Ⅱ 工業用水道事業

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
61-62	⑧吉野川北岸工業用 水道 取水口堆積土 砂除去業務(委託契 約)	指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。 また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないよう適切な時期に実施すべきである。(意見)	今回の意見を受け、地区割りについて業者が不足する場合は、近隣地区等から指名できるよう、企業局における「建設工事指名の手引き」の改定を平成27年6月に行った。また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないよう、関係団体等と十分に調整等を行い、魚の産卵期への影響や工業用水の断水が生じることなどがないよう、適切な時期に工事を実施することとした。 (企業局工務課)	措置済み
		る。(応允)	<参考:平成26年9月19日公表分> 発注については、年度当初における土砂の堆積状況を確認し、除去の必要が生じた場合に実施する。 当該箇所のように、河川区域内で、渇水期間内に工期が限られる場合は、その工期を勘案し第3四半期に入札手続きを行う。なお、平成26年度は、4月17日に取水口外部点検を実施した結果、堆積泥土量が少なかったため実施しない。また、市場の動向を十分に把握し、最新の材料・労務単価を使用するとともに、標準の積算に加え、少額工事における現場条件を踏まえた工事価格の算定を実施する他、労働者不足や資機材の調達遅延にも配慮した工期の設定や現場代理人の配置要件の緩和など、入札参加しやすい環境を整え、十分な競争性が確保できるよう努める。 (企業局工務課)	検討中
68-69	8 土地取得の手続	企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。 現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。(意見)	未登記の状態にある土地の解消のため、弁護士と相談を行ったところ、「未登記解消のためには、任意に交渉するには莫大な時間及び費用、人員及び高度な専門性が必要であるため、訴訟によることが確実である」との教示を得た。 今後、土地の登記手続きについては、工事着手までに確実に行うため、事業実施において、必要に応じ、所有権移転登記請求等の訴訟により未登記の解消を図ることとする。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 土地の登記手続きについては、工事着手までに確実に行う こととしている。未登記の土地については、施設建造当時の 諸事情から発生したものと考えられ、その解消に向け、取り	検討中

	組んでいく。 (企業局経営企画)	戦略課)	

Ⅲ 土地造成事業

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
79-81	4 未登記土地の問題	企業局は、不動産の取得、処分にあたっては所有権 移転登記を確実に行うよう徹底すべきである。 企業局は、阿波市と連携し、西長峰工業団地に残っ ている未登記土地について、具体的な解決に向けた検 討をすべきである。(意見)	意見を受け、今後、企業局において不動産の取得、処分を行うにあたっては、所有権移転登記を確実に行うことを徹底する。 また、当該土地における阿波市への譲与時の手続きの問題については、事務処理上の錯誤に因るものであったことから、権利関係を双方で再確認し、今後、問題が生じないよう書面を残す等の対応をとった。 なお、当該土地に隣接する区画については、当該土地の状況について了承の上、立地企業が平成26年3月に購入している。 今後、立地企業が当該土地を使用することとなった場合、当該土地の登記手続きについては、時効による取得を含め、阿波市及び同市の顧問弁護士が責任を持って対応することとなっている。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 未登記地の解消に向けて,阿波市と連携し,具体的な解決 に向けて引き続き検討する。 (企業局経営企画戦略課)	検討中

V 各事業に共通する問題

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
99-100	1個別の契約について ①単価契約(健康診 断)	健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは 見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。(意 見)	意見を受け、平成27年度実施からは、1者のみの随意契約を改め、3者に対し見積り依頼するよう改善をした。 なお、企業局は、本局、総合管理事務所、川口ダム発電所の3つの事業所に分散しており、特に、川口ダム発電所については、徳島市内から約50kmの距離にある。このような特殊性から、一か所での健診が困難で、検診車による集団検診を余儀なくされる状況であり、業者選定においては、検診	措置済み

			車による集団検診が可能な業者からの見積り徴収としている。 (企業局経営企画戦略課)	
			<参考:平成26年9月19日公表分> 現在,平成27年度以降の健康診断の契約締結に関し,見 積合わせ随意契約等の手法を検討している。 (企業局経営企画戦略課)	検討中
105-107	2入札手続等 ①指名競争入札にお ける指名業者の選定	現在の地区割りに基づく指名業者の選定では、十分な競争を確保できない可能性がある。地区割りの見直しを含め、十分な競争が確保されるような指名業者の選定方法に改めるべきである。(意見)	今回の意見を受け、地区割りについて業者が不足する場合は、近隣地区等から指名できるよう、企業局における「建設工事指名の手引き」の改定を平成27年6月に行った。 (企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 少額工事の競争性を確保し、入札参加しやすい環境を整えるため、標準積算に加え、少額工事における現場条件を踏まえた価格の算定、労働者不足や資機材の調達に配慮した工期の設定、現場代理人の配置要件緩和等の取り組みを実施する。 (企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)	検討中
110-111	3財産管理 ①公舎	使用していない公舎,必要性が低い公舎については,できるだけ速やかに処分すべきである。 直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても,具体的な処分の検討を進めていくべきである。 (意見)	平成27年3月に具体的な処理方針を決定した。 老朽化により使用していない公舎や必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分する。 直ちに処分することができない困難な事情がある旧谷口公舎については、地元との協議を実施し、早期処分に向け取り組むこととする。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
			<参考:平成26年9月19日公表分> 老朽化等により使用していない公舎等については,平成26年度中に具体的な処分方針を検討する。 (企業局経営企画戦略課)	検討中